

豊橋市中央図書館大規模改修基本計画策定業務委託仕様書

1. 業務の概要

(1) 目的

中央図書館は、昭和 57 年に建築後 40 年が経過し、設備の老朽化による不具合の頻繁な発生、また閉架書庫の不足などの問題を抱えている。

豊橋市図書館では、「未来をはぐくむ知と交流の創造拠点の実現」（豊橋市図書館基本構想（平成 31 年 3 月制定））という基本理念を定め、中央図書館では郷土資料等貴重な資料を備えた図書館として利用者の知的要求に応える「知の拠点」として役割を果たすことや、長寿命化のための改修・整備のほか、配本機能を将来配備する検討が、必要とされている。

こうした状況や背景のもと本業務は、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を念頭に、建築後 80 年間、だれもが安全かつ快適に施設を利用できるよう設備の老朽化による問題点等を事業費や維持管理費を抑えつつ、かつ環境への負荷の低減を図りながら解消するとともに、利用者にとって魅力ある図書館サービス及び空間・環境を実現することを目的とする。

(2) 業務期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日（木）まで

(3) 業務場所

豊橋市羽根井町地内

(4) 対象施設概要

ア 施設名

豊橋市中央図書館

イ 構造

鉄筋コンクリート造・一部 P C 造、地下 1 階、地上 3 階、一部 4 階

ウ 延べ面積

5,655.34 m²（内 468,47 m²は増築部）

エ 敷地面積

6,426 m²

オ 建設年度

昭和 56 年度～昭和 57 年度

平成 2 年度（増築部）

カ 用途地域

準工業地域

キ 防火区域

指定なし（建築基準法第 22 条指定区域）

2. 業務内容

提案書に記載された内容を反映しつつ（１）～（３）の業務を行うものとする。

（１）調査

- ア 改修・保全履歴の整理
- イ 現行法規との適合性整理
- ウ 施設管理者からのヒアリング調査
- エ 図面との整合性・改修実態の確認と整理
- オ 関係監督庁の定める検査等の内容確認
- カ 建築及び設備の劣化調査と診断（内外装・建具・電気設備・機械設備・給排水設備の劣化状況調査等）
- キ 改修における構造上の制約の確認

（２）改修内容の検討

- ア 施設の長寿命化に必要な改修範囲
- イ 入口変更の必要性及び構造への影響
- ウ 貴重資料を保管するための閉架書庫の増設及び構造への影響を考慮した書庫の選定及び配置
- エ 窓口集約化、書庫増設及び将来的な配本機能移転等による間取り変更の構造への影響
- オ 空調方式変更によるイニシャルコスト・ランニングコストの比較

（３）改修基本計画の策定

- ア 図書館サービス計画（レイアウト等空間・環境及び機能）、開館閉館時間・開館日、運営体制等
- イ 改修コンセプト
- ウ 改修基本図
建築、電気設備、機械設備、外構等工事別に整理する。
- エ 概算工事費
改修項目ごとに算出する。
- オ 改修スケジュール

3. 調査及び計画の条件

（１）調査

- ア 調査実施前に、調査業務計画書を提出し、発注者の承諾を得ること。
- イ 調査結果は、図又は写真により範囲及び内容を平易に表現して報告すること。
- ウ 調査費用及び調査に必要となる破壊、復旧及び機材類の費用は受注者の負担とする。
- エ 受注者に対し、対象施設の建築関係図面及び工事・修繕履歴等の資料を貸与する。

（２）計画

原則として、既存不適格部分は、構造関係法規を除き、法適合させること。

4. 受注者の資格条件及び配置技術者の資格要件

受注者は登録された一級建築士事務所であること。また、管理技術者は建築士法による一級建築士の資格を有するものであること。

5. 提出書類

受注者は本業務の着手時及び完了時にあたっては、次の書類を提出しなければならない。

(1) 着手時

- ア 着手届
- イ 工程表
- ウ 管理技術者・担当技術者届

(2) 完了時

- ア 完了届
- イ 成果品

成果品は、次の表のとおりとし、電子記録媒体（CD 等）を含めて提出すること。成果品のデータ形式は、JWW、PDF、Excel、Word、Jpeg 等とする。ただし、監督員との協議により承諾を得たものについては、この限りではない。また、設計図等に係る工事の分類は、監督員と協議し決定すること。

成果品	部数	用紙サイズ
打合せ記録簿	3 部	A4 判
改修基本計画書	3 部	A3 判
各種計算書・比較検討書	3 部	A4 判
調査報告書	3 部	A4 判
概算工事費内訳書（見積を参考にした場合は、見積書を添付）	3 部	A4 判
復旧修繕の作業写真及び完了報告書（写真含む）	一式	
その他必要と認められる資料	一式	

6. 中間報告

11 月中旬までに中間報告として改修基本計画案を提出すること。設計業務費及び工事費の概々算を算出すること。見積を参考にした場合は、見積書を添付すること。

7. 完了検査

完了時に発注者の検査員による成果品の検査を受けること。本業務は検査合格をもって完了するが、納品後、成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正すること。

8. その他

- ア 監督員及び施設管理者と密に連絡し、連絡事項を随時記録して提出すること。
- イ 発注者が成果品を第三者へ貸与することを承諾すること。

- ウ 業務完了後、当該大規模改修計画への質疑が生じ、発注者より回答を要求された場合は、回答書を作成すること。
- エ 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方で協議の上、決定するものとする。
- オ 本業務の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から 28 条までに規定するすべての権利を含む）は、原則として発注者に帰属させるものとする。